

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、私が町内会の集金を通じて納めていたはずである。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している申立期間当時の国民年金保険料額は当時の保険料額に合致しており、さらに、町内会長等の証言から、申立期間当時の申立人が居住していた地域における保険料の納付方法等についても申立内容のとおりであることが確認できる。

加えて、申立人が申立人と同時期に国民年金に加入していたとする同じ町内会の4人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間の保険料を全員が納付しており、当時の申立人に関して保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、私が町内会の集金を通じて納めていたはずである。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している申立期間当時の国民年金保険料額は当時の保険料額に合致しており、さらに、町内会長等の証言から、申立期間当時の申立人が居住していた地域における保険料の納付方法等についても申立内容のとおりであることが確認できる。

加えて、申立人が申立人と同時期に国民年金に加入していたとする同じ町内会の4人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間の保険料を全員が納付しており、当時の申立人に関して保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から44年10月までの期間、45年1月から同年4月までの期間、45年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から47年6月まで

申立期間の国民年金保険料については還付されたこととなっているが、私自身は還付を受けた記憶は全く無いため、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳により、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できる。一方、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳の備考欄には、還付対象期間、還付金額及び整理番号が記載されており、申立期間に係る国民年金保険料は還付されたこととなっている。

しかし、申立期間において申立人が厚生年金保険被保険者であったのは昭和44年11月、同年12月、45年5月、同年6月及び45年9月から47年6月までの期間であり、申立期間すべての国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

また、還付されたこととなっている申立期間の一部について、申立人は国民年金の強制被保険者であったにもかかわらず、国民年金手帳記号番号が取り消されているという不適切な事務処理も行われていることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から44年10月までの期間、45年1月から同年4月までの期間、45年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D本部。）における資格取得日に係る記録を昭和49年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月21日から同年5月21日まで

私は、C社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保有する人事記録、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がC社に継続して勤務し（昭和49年4月21日に同社本社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和49年5月の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C本部。）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月21日から同年11月1日まで
私は、B社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する人事記録及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和37年10月21日に同社本社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和37年11月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年2月21日から同年3月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を同年2月21日に、資格喪失日に係る記録を同年3月21日とし、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

さらに、申立期間②のうち、昭和46年2月20日から同年2月21日までについては、申立人のD社（現在は、B社。）における資格喪失日は同年2月21日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は履行していない、申立期間②のうち昭和46年2月21日から同年3月21日までの期間は明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年7月21日から同年8月1日まで
②昭和46年2月20日から同年3月21日まで

私は、昭和43年1月にA社に入社後、E市にD社を新規設立するために出向し、勤務は継続しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白期間があることを知った（申立期間①）。

また、D社からF市にあったC社に引き続き出向となり、勤務は継続しているにもかかわらず、被保険者期間に空白期間があった（申立期間②）。

申立期間①、②について厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであり、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保有している申立人に係る人事記録及びD社での申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人はA社から関連会社のD社に出向となり、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金被保険者記録、戸籍の附票、D社に係る商業登記簿謄本、同僚の厚生年金保険被保険者記録等から、同社が昭和44年11月1日にG市から移転登記されてから、しばらくの間は従業員が少なかったため、厚生年金保険の適用事業所とはならず、同社に勤務していた者は、A社において厚生年金保険被保険者として資格取得をしていることが分かる。

しかし、D社が昭和45年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となる際に、申立人はA社において同年7月21日に厚生年金保険の資格を喪失したことから申立期間①の空白期間が生じたものと認められる。これらのことから申立人は、申立期間①についてはA社での被保険者であると推認することができることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和45年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人及び複数の同僚のほとんどが、A社において昭和45年7月21日に資格を喪失し、同年8月1日にD社で資格を取得しているという記録から、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、昭和46年2月21日から同年3月21日までについては、B社が保有している申立人に係る人事記録及びD社での申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人はD社からC社に引き続き勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録から申立人がC社に異動した後の昭和46年3月21日に同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に勤務していた従業員はH社において同日に厚生年金保険の資格取得をしており、申立人も同様に資格取得していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和46年2月21日から同年3月21日までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同年3月の申立人に係る記録、及び申立人と同様の職務内容であった同僚の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関

連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和46年2月20日から同年2月21日までについては、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年2月21日と記録されているにも関わらず、オンライン記録では同年2月20日となっていることから、事務処理において入力誤りがあったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のD社に係る資格喪失日は昭和46年2月21日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から46年6月まで
申立期間については、母が国民年金の加入手続を行い、町内会集金を通じて国民年金保険料を納付してくれたはずである。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の母が申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたはずであるとしているが、母は既に亡くなっており、申立人は保険料の納付等に関与していないため、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月ごろに払い出され、20歳となった37年8月にさかのぼって被保険者資格を取得しており、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、払出時点で47年3月以前の国民年金保険料は過年度の保険料となり、町内会の集金を通じて納付はできない。

加えて、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によれば、昭和46年7月から47年3月までの保険料が過年度納付されており、当該納付に係る社会保険事務所から社会保険庁への納付月数の進達が行われている上、社会保険事務所では毎年7月から8月ごろにかけて定期的に過年度納付書を発行していたことから、当該納付は48年の同時期に発行された過年度納付書により納付されたものと推測され、当該納付書が発行された時点で46年6月以前の保険料は時効により納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和50年ごろに市役所から国民年金の加入案内があったので、市役所で加入手続をした。その際に国民年金保険料については、2年間しかさかのぼって納付することができないと説明を受けた。申立期間の国民年金保険料については、両親が納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、両親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、昭和50年ごろに市役所で国民年金の加入手続をしたとしているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月に払い出されている上、市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の昭和51年度の保険料は53年7月に過年度保険料として2年間さかのぼって納付されている。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことなどから、申立人の国民年金への加入手続は昭和53年7月ごろに行われたと考えられ、申立人の申立期間に係る保険料は、加入手続時点で特例納付によるほかは時効の到来により納付することはできなかった。これについては、申立人は国民年金に加入後、2年分の保険料をさかのぼって納付したという記憶であることを踏まえると、特例納付により、申立期間の保険料を納付した状況はうかがわれず、53年7月の時点で過年度保険料として納付可能であった約2年間（昭和51年4月以降）の保険料を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。